

資 料

授産活動活性化指針検討委員会設置要綱

(設置)

第1 身体障害者、知的障害者等の授産施設における活動については、障害者等の自立意欲、社会参加意欲を助長するため行われてきたが、昨今の厳しい経済情勢は授産製品等の受注量の減少、価格の下落等の深刻な影響を及ぼしている。

そのため、授産施設における活動等について、その現状及び課題等を把握した上、活性化の方策を検討し、指針として策定するため、「授産活動活性化指針検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 授産活動活性化指針の策定に関すること。
- (2) 授産施設実態調査の総括に関すること。
- (3) その他授産活動の活性化に必要な事項の検討に関すること。

(構成)

第3 検討委員会は、別記の者をもって構成し、委員は次に掲げる者の中から岩手県社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 授産施設関係者
- (2) 企業等関係者
- (3) 外部有識者
- (4) 障害・商工関係行政担当者

2 委員の任期は、委嘱の日から、平成15年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 検討委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、岩手県社会福祉協議会長が召集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、岩手県社会福祉協議会において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成13年10月15日から施行する。

授産活動活性化指針検討委員会 名簿

分野	職名	氏名	備考
授産施設(身障)	遠野コロニー施設長	遠山 豊	委員長職務代理者
授産施設(身障)	共伸園施設長	青木 俊悦	
授産施設(知的)	あすなる園施設長	熊谷 浩志	
授産施設(知的)	第一わかたけ学園施設長	昆野 香代子	
授産施設(精神)	のびやか丸施設長	岩根 多喜男	
授産施設(精神)	星雲工房施設長	志田 駒市郎	~ 14.3.31
授産施設(精神)	ルンルン施設長	菅原 輝男	14.4.1~
商工関係	岩手県商工会連合会専務理事	佐藤 嘉成	
企業関係者	いんベリネンサプライ取締役業務本部長	小野 武志	
企業関係者	ベストビジネス株式会社代表取締役	褰地 和男	
企業関係者	いわて生活協同組合店舗営業企画部長	福土 良市	
外部有識者	税理士	秋山 信勝	委員長
外部有識者	経営コンサルタント	佐々木 登	
障害者作業所	岩手県障害者作業所連絡協議会副会長	今野 紀子	
行政関係者	岩手県商工労働観光部 商工企画室商工企画監	圃田 清昭	~ 14.3.31
行政関係者	岩手県商工労働観光部 商工企画室商工企画監	酒井 俊巳	14.4.1~
行政関係者	岩手県保健福祉部 障害保健福祉課長	赤羽 卓朗	
民間福祉活動	岩手県社会福祉協議会事務局次長	高橋 勝彦	

「岩手県授産活動活性化指針」策定の経緯

- 平成 13 年 10 月 3 日 授産施設実態調査
~ 11 月 2 日 42 施設実施
- “ 11 月 15 日 委員委嘱
- “ 12 月 12 日 第 1 回授産活動活性化指針検討委員会
委員長選出、副委員長指名
(報告) 授産活性化事業について
(協議) 授産活動活性化指針の策定について
- 平成 14 年 1 月 ~ 2 月 取引先事業所調査
対象 122 事業所、回答 55 事業所 (回収率 45.1%)
- “ 2 月 4 日 第 2 回授産活動活性化指針検討委員会
(報告) 授産施設実態調査の中間報告について
(協議) 調査結果による授産施設の課題について
- “ 7 月 18 日 第 3 回授産活動活性化指針検討委員会
(報告) 13 年度事業実績、14 年度事業計画について
(協議) 授産活動活性化指針の骨子について
- “ 12 月 16 日 第 4 回授産活動活性化指針検討委員会
(協議) 授産活動活性化指針 (案) について
- 平成 15 年 2 月 12 日 第 5 回授産活動活性化指針検討委員会
(協議) 授産活動活性化指針 (案) について

【参考資料】

1 商工関係の制度

(1) 経営相談

経営指導員による経営相談

地域商工会、商工会議所の経営指導員が経営相談に応じてくれます。

各商工会、商工会議所に御相談ください。

(2) (財)いわて産業振興センターの支援制度・事業

ワンストップサービス（企画課 019-621-5386）

総合相談窓口を設置し、新事業創出・創業及び経営革新についての相談に対応します。

設備貸与制度（金融課 019-621-5381）

事業所が機械、設備を購入するとき、センターがそれを商社、メーカーから直接購入して低利で割賦販売またはリースする公的制度です。

経営革新と情報化支援（経営支援1課 019-621-5387）

経営革新を行い、経営の向上を目指す意欲ある事業所を支援します。

【事業項目】

- ・ 専門家による診断・助言
- ・ 情報化プラザ
- ・ 中心市街地活性化助成金
- ・ 省エネルギー設備導入資金
- ・ 情報誌の発行
- ・ 調査情報の提供
- ・ 講演会等の開催
- ・ 小売商業支援

経営情報の提供と人材育成の支援（情報研修課 019-621-5389）

必要な情報を収集し、必要に応じて加工もしくは創出し、情報の提供をしています。

【事業項目】

- ・ インターネットによる情報の提供
- ・ 情報の収集と提供
- ・ 中小企業向け研修の開催

新産業創造と創業の支援（新産業推進課 019-621-5070）
創業・新事業創出について各種支援を実施しています。

【事業項目】

- ・ インターシップ事業の推進
- ・ 技術高度化の推進と産学官連携支援
- ・ いわて起業家大学の開催による新産業の創出支援
- ・ インキュベーション施設の提供と企業成長支援
- ・ マーケティング調査支援
- ・ 投資事業

下請事業所の安定と振興（取引支援課 019-621-5385）
下請事業所の安定と振興を図るため、各種支援を実施しています。

【事業項目】

- ・ 下請取引の紹介あっせん
- ・ 経営基盤の強化と技術向上支援
- ・ 調査・情報の提供、苦情の処理

研究開発の支援（研究開発推進課 019-621-5070）
地域に根ざした技術基盤を確立するため、独創的・先駆的な研究開発を推進しています。

【事業項目】

- ・ 研究成果育成型地域研究開発促進（R S P）
- ・ 研究開発支援
- ・ 新産業創造技術研究開発
- ・ 地域結集型共同研究

岩手県試験研究機関等一覧

名 称	所在地	連絡先	主な指導内容
工業技術センター	〒020-0852 盛岡市飯岡新田 3-35-2	企画情報部 TEL 019-635-1115 FAX 019-635-0311	○地場産業の高度化に関する研究 ○技術相談・技術指導 ○試験、検査、分析、計測等
農業研究センター	〒024-0003 北上市成田 20-1	企画経営情報部 専門技術員室 TEL 0197-68-2331 FAX 0197-68-2361	○地域特性を生かしたオリジナルな 農畜産物の加工・流通技術の開発と 販売手法の確立
林業技術センター	〒028-3623 紫波郡矢巾町大字煙山 第3地割字清水 560番 11	企画指導部 TEL 019-697-1536 FAX 019-697-1410	○研究部門と一体となっていこう、 木材加工、雑木林の育苗・育林、き のこ栽培等の実践的な技術研修
水産技術センター	〒026-0001 釜石市大字平田第3地 割 75番地 3	利用加工部 TEL 0193-26-7916 FAX 0193-26-7920	○県産水産物の利用加工技術の開発
			○水産食品の安全性（HACCP）に関する研究・指導
			○水産加工開放実験室の運営
農業大学校 (含 花きセンター)	〒029-4501 胆沢郡金ヶ崎町六原蟹 子沢 14	総合研修科 TEL 0197-43-2107 FAX 0197-43-2108	○公開研修(花きセンターまつり等)
			○視察研修対応
			○温室栽培実証展示
			○パイプハウス栽培実証展示
			○花壇緑化等栽培実証

平成14年度助成一覧

助成機関名	助成対象	募集期間、URL
<p>はあと財団 第19回老後を豊かにする ボランティア活動資金 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-5 第一勧業銀行本店内 TEL：03-3596-4531</p>	<p>地域に根ざした老人のためのボランティア活動（食事サービスや友愛訪問、老人宅の除雪や家屋の修理活動等に必要な機器類の購入助成（継続2年以上の老人対象のボランティアグループを対象）</p>	<p>募集期間 4月上旬～5月下旬 決定時期 8月末</p>
<p>電気通信普及財団 電気通信を利用したボランティア活動に対する援助 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル5階 TEL：03-3580-3411 FAX：03-3580-3488</p>	<p>福祉分野において無償でボランティア活動をしている団体に対し、電気通信に関する機器等の寄贈</p>	<p>募集期間 4月上旬～5月下旬 決定時期 10月 http://www.taf.or.jp/</p>
<p>大同生命厚生事業団 地域保健福祉研究助成 サラリーマン（ウーマン）ボランティア活動助成 〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-23-5 大同生命江坂第2ビル内 TEL：06-6330-8452 FAX：06-6330-8653</p>	<p>地域保健福祉研究助成 ・衛生、福祉、医療等関係職員の公衆衛生、福祉活動の研究に対する支援 サラリーマン（ウーマン）ボランティア活動助成 ・福祉活動、子供健全育成等の社会福祉推進ボランティア活動、行おうとするサラリーマン（ウーマン）に対し助成</p>	<p>募集期間 4月上旬～5月下旬 決定時期 8月下旬</p>
<p>ヤマト福祉財団 平成14年度障害者福祉助成金 障害のある大学生に対する奨学金の供与一般助成 〒104-0061 東京都中央区銀座2-12-15 TEL：03-3248-0691 FAX：03-3542-5165</p>	<p>一般助成 障害者施設の改善、整備、備品等の購入、各種出版、調査、研究、文化・スポーツ事業に対する助成</p>	<p>募集期間 4月中旬～4月下旬 決定時期 7月下旬</p>
<p>太陽生命ひまわり厚生財団 社会福祉助成事業 事業助成 研究助成 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2 太陽生命ビル内 TEL/FAX：03-3272-6268</p>	<p>事業助成 在宅高齢者福祉、高齢者の心の癒し、民間ボランティアグループ、障害者福祉の啓発、授産施設・作業所、福祉車両購入への助成 研究助成 社会福祉法人・民間機関等が実施する老人保健、医療、生活習慣病に関する研究</p>	<p>募集期間 4月上旬～5月下旬 決定時期 9月中旬</p>
<p>ユニバール財団 市民活動助成 〒160-0004 東京都新宿区四谷2-4-18 YPCビル TEL：03-3350-9002 FAX：03-3350-9008</p>	<p>高齢者が活動、対象とした市民活動団体に対する催し物等の事業に直接要する諸経費の助成</p>	<p>募集期間 4月上旬～7月下旬 決定時期 11月上旬 http://www.univers.or.jp/</p>
<p>丸紅募金 社会福祉助成事業 〒100-8088 東京都千代田区大手町1-4-2 丸紅東京本社ビル TEL：03-3282-2474 FAX：03-3282-2462</p>	<p>社会福祉事業（福祉施設の運営、福祉活動など）を行う非営利法人（法人でなくても3年以上活動）へ助成</p>	<p>募集期間 4月中旬～6月下旬 決定時期 10月下旬 http://www.marubeni.co.jp/kikin/fund.htm</p>

助成機関名	助成対象	募集期間、URL
キリン福祉財団 社会福祉助成事業 〒104-8288 東京都中央区新川2-10-1 TEL：03-5540-3522 FAX：03-5540-3525	福祉を目的とする民間団体による地域における子育てボランティア活動に対する助成	募集期間 4月中旬～6月下旬 決定時期 7月下旬 http://www.kirin.co.jp/foundation
子ども未来財団 助成事業 〒104-0061 東京都中央区銀座3-11-18 眞帆ビル TEL：03-5550-9450 FAX：03-5550-9470	家庭の育児を支援する事業・児童の健全育成等の支援の振興・またはそれに関するボランティア活動の振興、調査研究、情報誌の発行など	募集期間、決定時期は各事業毎 http://www.kodomomiraizaidan.or.jp
NHK厚生文化事業団 わかば基金 〒150-0047 東京都渋谷区神山町4-14 第三共同ビル TEL：03-3481-7855 FAX：03-4581-7674	地域での高齢者障害者支援・社会参加や就労の場づくりの促進・相互交流などを行っているボランティアや市民活動団体に対する助成	募集期間 5月上旬～6月下旬 決定時期 10月上旬 http://www.npwo.or.jp
清水基金 施設等一般助成事業 心身障害児・者福祉施設従事者海外研修事業 〒104-0031 東京都中央区京橋2-16-1 京橋清水ビル内 TEL：03-3535-6231 FAX：03-3535-6303	施設等一般助成事業 ・知的・身体障害者施設関係の建築工事、整備工事、機械類、車両の購入、調査研究、出版等 心身障害児・者福祉施設従事者海外研修事業 ・福祉に関する理論、技術の調査・取得のための海外研修	施設等一般助成事業 ・募集期間 6月上旬～8月下旬 心身障害児・者福祉施設従事者海外研修事業 ・募集期間 5月上旬～6月下旬 ・決定時期 共に翌年1月
富士記念財団 社会福祉助成事業 事業助成 研究助成 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-4 TEL：03-3201-2442 FAX：03-5252-8660	事業助成 原則として法人施設・団体（作業所等効果が期待できる場合は対象） 研究助成 法人施設・団体またはグループ	募集期間 5月中旬～7月下旬 決定時期 11月以降
安田火災記念財団 平成14年度社会福祉助成 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-1 大成火災本店ビル4階 TEL：03-3222-3622 FAX：03-3222-3634	社会福祉の分野でNPO法人の設立を計画している団体（平成14年度中に設立認証申請を行うこと）にNPO法人設立に関する費用の助成	募集期間 7月上旬～7月下旬 決定時期 10月上旬
松翁会 平成14年度社会福祉助成金事業 〒100-004 東京都千代田区大手町1-5-4 大手町フィナンシャルセンター3階 TEL：03-3201-3225	事業助成 原則として法人施設・団体（作業所等効果が期待できる場合は対象） 研究助成 法人施設・団体またはグループ	募集期間 5月中旬～7月下旬 決定時期 10月以降

助成機関名	助成対象	募集期間、URL
<p>日本財団 ボランティア・NPO活動助成金 福祉車両助成（法人） 福祉車両助成（ボランティア） 〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 TEL：0120-77-1089 FAX：03-6229-5107</p>	<p>ボランティア・NPO活動助成金 コミュニティにおけるパートナーシップの推進 福祉車両助成（法人） 社会福祉法人、財団法人、社団法人、NPO法人（一部車両）への各種福祉車両の助成 福祉車両助成（ボランティア） ボランティア団体・NPO法人への各種福祉車両の助成</p>	<p>ボランティア・NPO助成金 ・募集期間 5月中旬～6月下旬 ・決定時期 10月 福祉車両助成 ・募集期間 6月上旬～7月下旬 ・決定時期 12月 http://www.nippon-foundation.or.jp/</p>
<p>朝日生命厚生事業団 伸びゆく子供のための活動資金 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-9-14 TEL：03-3342-0604 FAX：03-3340-5823</p>	<p>国内における児童健全育成活動で、団体組織内の固有の活動ではなく、地域に幅を持った活動で、かつ補助金、助成金だけでなく、会費等の自主財源など、経費面での自己努力のある活動を対象</p>	<p>募集期間 4月上旬～5月下旬 決定時期 8月下旬</p>
<p>ファイザー製薬株式会社 心とからだのヘルスケアに関する 市民活動支援 〒163-0461 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル内私書箱226号 TEL：03-3344-7524 FAX：03-3344-7215</p>	<p>「成長過程にある人たちの心身の発達を支援する活動、社会的な受け皿がないために保健・医療が受けられない人たちの心身のケアを支援する活動、障害を持つ人や療養にある人たちの充実した生き方を支援する活動」をする非営利団体</p>	<p>募集期間 5月中旬～6月下旬 決定時期 11月下旬 http://www.pfizer.co.jp</p>
<p>大和証券福祉財団 ボランティア活動助成 ボランティア活動等に関する調査研究助成 〒103-8219 東京都中央区日本橋茅場町1-1-9 大和証券兜町ビル TEL：03-3665-5147 FAX：03-3662-0495</p>	<p>ボランティア活動助成 ・在宅老人、障害児・者、児童問題等に対するボランティア活動に助成 ボランティア活動等に関する調査研究助成 ・ボランティア活動その他の福祉、医療、保健の各分野における活動に関する調査研究及びこれに対する助成</p>	<p>募集期間 7月中旬～9月下旬 決定時期 12月 http://www.daiwa.co.jp/group/kouken/index-s.html</p>

食品の製造・販売のために必要な手続き

ケーキ、クッキーや食品関係の営業許可を受けるには、まず管轄の保健所に営業の内容等について事前相談を行った後、営業許可申請書を提出し、許可を受けなければなりません。

また、即売会など、一時的に短期間、調理や製造販売を行う場合には、届出が必要です。これも、事前に保健所に相談してください。

新しく営業する場合のほか、次の場合にも改めて申請手続きが必要です。

営業者が変わる場合

施設を建て直したり、大幅に改造した場合

営業許可を受けるには

知事が定めた基準に合った施設を整備すること

営業許可を申請すること

食品衛生責任者を選任すること

食品衛生責任者の条件

- 1 栄養士、調理師、製菓衛生師、食品衛生管理者の資格保持者
- 2 食品衛生責任者になるための講習会受講修了者

営業許可手続きの概要

どのような食品を製造・販売したいか具体的にになったら、まず保健所に事前に相談し、必要な手続き等を確認します。

ポイント 許可を受けるために必要な施設の条件(施設基準)について、保健所で説明を受けた後、それに合わせた設計を行う。

申請書類の提出

施設完成後の確認検査

施設側も立ち会ってください。

施設基準に合っていない場合は、不適正なところを改善して、再検査を受けることとなります。

許可証の交付、営業開始

その他

容器包装に入れられた食品を販売する場合は、名称や消費期限、製造者など必要な指示事項があります。表示の仕方については、保健所に相談してください。

(食品表示の例)

名 称	ケーキ
原 材 料	小麦粉、サラダ油、牛乳、卵、砂糖、ココアバター
賞味期限	平成 年 月 日
保存方法	直射日光を避ける
製 造 者	住所・名称・責任者氏名